

答 申 第 106 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申**

**令和 7 年 12 月  
三重県情報公開・個人情報保護審査会**

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 7 年 2 月 12 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行った異動希望調書にかかる保有個人情報開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「県の機関」という。）が令和 7 年 2 月 27 日付けで行った保有個人情報の開示をする旨の部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

審査請求にかかる処分は、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書きの規定に違反している。

異動希望調書の所属長意見は、次年度の人事配置が公正かつ円滑に行われるための資料にすぎず、当該年度終了後も不開示とするのは越権行為であり職権濫用である。また、異動希望調書は異動先の部局に写しが配付されており、本人の個人情報や所属長意見が第三者に開示されていることから、当事者である本人に開示されないのは不當である。

所属長は、職員本人のキャリアビジョンの実現に必要な知識や経験を積ませるため、職員本人の意見に反する意見を記載する場合も当然あるが、それを開示されることで職員との関係が悪化するような信頼関係しか築けないのであれば、所属長のマネジメント能力、コミュニケーション能力に問題がある。また、それを懸念する人事当局の質の低さこそが問題である。

加えて、本決定による開示は人事課の若手職員からなされたが、これは課長級未満の未熟な職員が個人情報を自由に閲覧していることから、人事課の保有個人情報の管理体制がござんでおり、法第 3 条ほかに違反している。

4 県の機関の説明要旨

県の機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

異動希望調書は、本人の異動希望等に対して所属長からの評価や異動に関する意見を記載するなど人事管理に係るものであり、所属長意見を開示することによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、所属長意見欄には、所属長が所属の状況を踏まえ、職員の意見に反する意見を記載する場合もあり、開示することにより職員との関係性の悪化などを懸念し、所属長が本来記載すべき意見を記載できなくなるおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するため不開示としている。

さらに、所属長はシビアな評価を行うこともあり、本人が評価を知った場合に生命などに危機が及ぶこともあり得ることから、法第78条第1項第1号に該当し、また別の職員の事情を優先させる必要がある場合などには、所属長意見として当該職員以外の個人情報を記載することもあり、法第78条第1項第2号にも該当するといえることから不開示としている。

なお、異動希望調書は、人事・コンプライアンス推進班の職員及び各部の人事を担当する職員のみが閲覧でき、さらに異動後は異動先の人事担当と所属長に配付するが、必要最小限な範囲で管理している。

## 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び県の機関の主張を具体的に検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (1) 法第78条第1項第7号へ(事務又は事業に関する情報)の意義について

法第78条第1項第7号へは、事務又は事業に関する情報であって、開示することにより人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、不開示とすることを定めたものである。

### (2) 法第78条第1項第7号へ(事務又は事業に関する情報)の該当性について

#### ア 異動希望調書について

県の機関の説明によれば、異動希望調書は、職員が「本人希望欄」等に異動希望の有無やその理由、希望する業務内容等に加え個人的配慮が必要な事情等を記入した後、所属長に提出し、所属長は職員とのヒアリング等に基づき、所属長の考え方や配慮が必要な事情、職員の今後のキャリア等について「所属長意見欄」に記入したうえで、人事異動担当課に提出することとされている。

#### イ 「所属長意見」について

県の機関の説明によれば、所属長意見は、人事異動業務を行う上で重要な情報であり、所属長からの評価や意見が記載されている。人事担当者や異動先の所属長等に見せることは予定されているが、対象となる職員に対して開示することを前提として作成されているものではない。

#### ウ 「所属長意見」の該当性について

審査請求人は、異動希望調書の所属長意見について、異動先の所属長等にも見せることから開示すべきであると主張しており、開示することで職員との関係が悪化するのは所属長のマネジメント能力の問題であるとしている。

一方で県の機関は、所属長は職員の意に反する意見を記載する場合もあり、開示するのであれば、本来記載すべき意見を記載できなくなり、公正かつ円滑な人事に支障をきたすとしている。

確かに、人事配置を行ううえで重要な項目である所属長の意見が開示されるのであれば、職員との関係の悪化などを懸念し、所属長が本来の意見を記載できなくなるおそれがあると推察される。

また、それにより、人事担当課における適正な人事配置を行うための事務が困難になる蓋然性は高いと考えられる。

したがって、法第 78 条第 1 項第 7 号へに該当するとして不開示とした県の機関の判断は妥当である。

#### （3）法第 78 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（個人情報）の該当性の判断について

県の機関は、所属長意見欄に職員の意に反する意見を記載する場合があることや、他の職員の事情等を記載する場合もあることから、法第 78 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の該当性も主張するが、上記のとおり当該部分は法 78 条第 1 項第 7 号へに該当するとして不開示が妥当と判断されているところであり、本号の該当性については判断しない。

#### （4）審査請求人のその他の主張等について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### （5）結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

## 別紙 1

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容
R 7.6.26	・諮詢書及び弁明書の受理
R 7.7.1	・県の機関に対して対象公文書の提出依頼
R 7.7.17	・県の機関を経由して審査請求人から反論書の受理
R 7.9.1	・県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 7.11.19	・書面審理 ・県の機関の補足説明 ・審議 (令和7年度第7回第2部会)
R 7.12.24	・審議 ・答申 (令和7年度第8回第2部会)

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長 (第二部会部会長)	名島 利喜	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第一部会部会長)	三田 泰雅	四日市大学総合政策学部教授
委員	須川 忠輝	三重大学人文学部准教授
委員	田中 亜以	司法書士
委員	田中 三貴	三重弁護士会推薦弁護士
委員	伊藤 綾香	株式会社三十三総研
委員	小川 友香	税理士
委員	渡邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。